

臨床倫理委員会議事録

日 時：令和6年2月26日（月）（16時30分～17時00分）

場 所：第一会議室

出席者

委員長：統括診療部長

委 員：地域医療・情報部長、麻酔科部長、外来部長、病棟部長、薬剤部長、
看護部長、事務部長、企画課長、経営企画室長

オブザーバー：院長、副院長、病理診断科部長、病理診断科医長

申請者：脳神経内科部長

事務局：管理課長、庶務班長

【審議議題】

「院外死亡例の受託解剖」について

以下議事

（申請者） 神経難病は病理診断を行わずして確定診断を行うことが難しく、死後患者脳の研究が必要不可欠である。病院機能の分化により単一の医療機関で発症から週末期までを看取ることが困難となっており、終末期に転院、あるいは施設入所、自宅退院された患者に対し、ご協力のもと、死後に当院へ搬送、受託剖検を行うものである。対象者は、当院に脳神経内科に受診歴のある神経難病や筋疾患の患者で、生前に患者から剖検協力の意思表示があり、同意書の取得がある方となります。死亡診断の場所といたしましては、自宅、施設、病院などでしていただき、死亡診断は死亡時に担当していた施設等の医師にしてください。除外例といたしましては、死因として外因死や事件性が疑われる場合等、病理解剖の対象として不適切な症例のみとなります。同意は当院受診中に、患者家族に対し、脳神経内科主治医より死亡剖検への協力についての説明、依頼を行います。転院に際し、紹介状に生前同意されている旨を明記します。死後、遺族より当院へ連絡していただき、院内のフローチャートに従って、脳神

経内科医師と事務に連絡を取り、当院へ遺体を搬送した抱くこととなります。搬送後、遺族と患者の本人確認を行い、さらに脳神経内科医師が遺族より同意書を取得する予定です。

(委員等) 同意書と承諾書は違う書類となるのですが、病理解剖を行う場合、同意書と承諾書を 2 つ合わせて取っていただく必要があります。説明書きに誰が見てもわかるように、明記しておく必要があります。

(委員等) 院外での同意書については、適用できるのでしょうか。

(申請者) 院外で同意書を取得することはありません。当院であらかじめ取っている口頭での説明をもとに、死亡した際に家族の協力が得られる場合、同意書、承諾書を改めて取得する形となります。他院もしくは訪問医による死亡診断書の作成、当院への移送依頼の連絡をしていただくこととなっています。

(委員等) 転院先の施設では、どういったお話をされているのでしょうか。

(申請者) 病理解剖に関する概要と、患者様によっては同意があることはあらかじめ転院依頼時と転院時に書面によりお伝えしております。

(委員等) 転院された（施設入所された）患者一覧、もしくは、連絡をあらかじめ取っている施設一覧はありますか。

(申請者) 特に決まった施設でしているわけではないので一覧はないです。

(委員等) 信頼関係による病理診断依頼となると思いますが、どの程度連携を取っていますでしょうか。

(申請者) かなり長い間離れていた患者様で、ご自宅、介護施設などで亡くなった方の依頼もあると思いますが、解剖後に、終末期にどういった生活習慣をしていたか等、聞きたいことがある場合もあるのですが、そういったときには概ね往診医等と信頼関係があるので聞き取りやすいと思います。剖検の対象となる患者さんは基本的には入所、療養病院に入院中の患者さんになりますので、訪問医、施設長、療養病院担当医、看護部長などと東邦との意思疎通が可能です。時に在宅でなくなることありますが、基本的には訪問看護師、訪問医によるお看取り、訪問医による死亡診断書作成、当方へのご遺体の移動となります。必要時に臨床経過の概要をお願いすることも可能です。

(委員等) 病理診断科の情報がしっかりあるのであれば協力したいとのお話がありましたので、当院へ来ていない期間が長いかどうかではなくて、依頼があった場合に剖検を進めていければとのお話でした。

※継続審議とする。

以 上